

# 防衛省防衛研究所仕様書

件名	外国図書の翻訳	作成	戦史研究センター
<p>1 適用範囲 この仕様書は、外国図書の翻訳（英語から日本語）について規定する。</p> <p>2 翻訳対象図書名及び翻訳原稿内訳等 (1) 『THE U. S. MILITARY INTERVENTION IN PANAMA』 313 頁（英字ワード数：約 131,000 ワード） (2) 翻訳は本文のみとし、目次、脚注、参考文献リスト、略語表、索引等を除く。 (3) 書籍のワード数については、10%程度の増減があり得る。 また、翻訳対象図書については官側が貸し出し、終了後は速やかに返納するものとする。</p> <p>3 要求事項 (1) 概要 外国図書（英語）を翻訳し、翻訳の印刷物及び翻訳の電子データを官側へ納品するものである。 (2) 翻訳者等の資格要件 翻訳者及び翻訳物の点検を行う者（以下「チェッカー」という。）は、各種学術出版物等の英語の翻訳を行った経験を有するものとする。 (3) 資格要件の確認 翻訳者及びチェッカーの氏名、翻訳経験実績を官側に提出し、官の了解を得るものとする。 （様式については自由） (4) 校正用翻訳物等の納品前検査 翻訳者が翻訳した校正用翻訳物・納品用翻訳物は、官側への納品前に契約相手方において、翻訳者とは別の同一人物のチェッカーが検査を行うものとする。 (5) 翻訳者及びチェッカーの交代 翻訳者及びチェッカーについて、やむを得ない理由で途中交代が必要となった場合は、官側に報告し承認を得るものとする。また、校正時の修正が多く官側が翻訳作業に関し著しく能力が劣ると判断し、要求した翻訳に満たない場合には、速やかに代替者を充て必要な手続きを行い、官の了承を得た後作業に従事させるものとする。 (6) 校正要領 官側の校正は以下に示す要領で実施する。 ア 校正回数は、3回を基準とする。校正区分については、作業前に官側と調整するものとする。 イ 校正用翻訳物は校正区分毎の全修正等が終了した後、次の区分の作業を開始するものとし、官側が必要と認めた場合は、修正途中での抽出確認を行うものとする。 ウ 契約相手方は、修正事項について、速やかに対応できる体制を整えるものとする。</p>			

(7) 翻訳作業開始時期

翻訳体制及び計画書を官側に提出し、官側の承認を得た後、翻訳作業を開始するものとする。

(8) 翻訳物の文体等

ア 文体は口語体とし、かなづかい、漢字及び送りがなのつけかたは、それぞれ「現代かなづかい」「常用漢字表」「常用漢字音訓表」「常用漢字体表」及び「送りがなのつけかた」による。

イ 翻訳の難解な述語等については、原文を「 」内に記入し、その次に妥当な訳語を記入する。

ウ 常用漢字にない述語等については、ひらがな表記とし、分かち書きとする。ただし、漢字表記でなければ理解し難い場合は、常用漢字以外の漢字を使用しても良い。

エ 外来語は、原則としてカタカナ表記とする。

オ 誤訳、誤字及び脱字がないこと。

カ 初出の地名、人名については、日本語（英語）表記とする。

(9) 提出書類

契約相手方は、表に示す書類等を防衛省防衛研究所に提出するものとする。

表

名称	部数	提出時期	内 訳	備考
翻訳体制及び計画書	1部	契約締結後速やかに	3項に基づき、細部事項を官側と調整し作成する。	様式自由
翻訳データ	1枚	納期まで	・ 翻訳物が収められたCD-R ・ Microsoft Word doc形式によるデータ保存 ・ 表面に翻訳した外国図書の題名を付し提出する。	紙及びCD-R等は、契約相手方が準備
印刷物	1冊	納期まで	・ CD-Rより印刷した翻訳物 ・ A4判縦、横書き、文字サイズ10.5ポイント、明朝体	コースセッション及び追加禁止設定

4 納 期

令和4年3月18日

5 検 査

3項に基づき、翻訳データを目視により実施する。

6 その他

(1) 本件に関する著作権は生起しないものとして扱う。

(2) 契約相手方は、この役務に関して入手した翻訳を複製及び使用してはならない。

(3) グリーン購入法の遵守について

本調達物品が、特定調達品目(環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和3年2月19日変更閣議決定)の基準を満たすものであること。

(4) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。